授業料等無償化を受けるには学業要件を満たす必要があります

　これまでからお知らせしているとおり、兵庫県の公費による支援であることを踏まえ、令和８年度の県無償化制度の審査にあたっては、皆さんの学修状況に一定の要件が課されることになっています。

　令和８年度の申請時は、令和７年度の学業成績が判定対象となります。現在の学部１年生も含めて、令和８年度に授業料無償化を申請予定の方は、今のうちから勉学に励み、要件を満たす学業成績となるよう努めてください。

【警告の要件】以下のいずれかに該当

　(1)修得した単位数の合計数が標準単位数（※）の7割以下

　(2)学年１年間の成績（GPA）が学部において下位4分の1の範囲

　(3)学修の実態（出席や課題の取組状況など）を勘案し、学修意欲が低い

　　 状況にあると判断される

＜学業要件＞

ア　学部生　　以下1.～4.の要件のいずれかに該当する場合は対象外となります。

イ　大学院生　以下1.及び3.の要件のいずれかに該当する場合は対象外となります。

　1. 修業年限で卒業または修了できないことが確定

　2. 修得した単位数の合計数が標準単位数（※）の6 割以下

　3. 学修の実態（出席や課題の取組状況など）を勘案し、学修意欲が著しく低い状況にあると判断される

　4. ２年連続で、【警告の要件】に該当

　※標準単位数とは

　　卒業に必要な単位数 ÷ ４年（修業年限） × 在学年数（休学期間を除く）

※災害・傷病等のやむをえない事由により試験を受けられないなど、成績判定ができなかった場合は、必ず所属キャンパスの窓口に相談してください。（申し出があった場合も、斟酌すべきか否かを判定する審査があり、必ず認められるとは限りません。）

※令和８年度の授業料等無償化制度の申請は、令和８年５月を予定しています。

（参考）

 ・チラシ「[令和８年度に県の授業料無償化を受けるには学業要件を満たす必要が](https://www.u-hyogo.ac.jp/a522a8e412b9d384f70d6001e65d3e3b75e4b876.pdf)

[あります](https://www.u-hyogo.ac.jp/a522a8e412b9d384f70d6001e65d3e3b75e4b876.pdf)」

　・兵庫県ホームページ「[県立大学の無償化](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk35/kennritudaigakumushouka.html)」（「制度の概要」を参照）